京滋私大教連

2017.11.20 No.237 発行 京滋地区私立大学教職員組合連合
〒602-8469 京都市上京区中筋通浄福寺西入中宮町311
TEL 075(415)1092 FAX 075(415)1093
E-mail：kfpu@ari.bekkoame.ne.jp URL:http://www.bekkoame.ne.jp/~kfpu

CONTENTS

1～4頁 パワーハラスメント防止の取り組み
5頁 第12回「就職に関する講演会」を開催して
6頁 自分たちの信念を伝えた京都外大証人尋問
8頁 企画案内・活動スケジュール・編集後記

スペース 非正規労働者の未来に希望を灯す画期的判決・労契法二〇条裁判

【二〇・二二加盟組合代表者会議学習会報告】

なくそう職場のハラスメント

―パワーハラスメント防止の取り組み―

京都労災職業病対策連絡会議 事務局長 芝井 公

一．ハラスメントの現状

京都労災職業病対策連絡会（以下「職対連」）の芝井です。「職対連」とは、雇用先で労災に遭われた方からのご相談、例えば「過労死」や「うつ病」の発症などに関する相談に対応をする中で、労災認定にむけた取り組みや裁判の支援活動を行なっています。現在、「職対連」を構成する団体は、労働組合を中心に法律事務所や医療機関など約一〇〇団体に加盟していただき活動しています。本日は、職場におけるパワーハラスメント防止の取り組みを中心にお話させていただきます。

最近、職場のパワーハラスメント（パワハラ）でメンタル疾患を発症し、相談に来られる方が急増しています。

ひと昔前は、力を要する仕事で「頚肩腕障害」や「腰痛」など身体的な病気を発症する中で、労災請求に関する相談に来られる方が多かったのですが、今は心理的負荷によって「精神障害」を発症し、労災請求するために相談に来られる方の割合が増えています。

私たち「職対連」にだけ、そのような相談が寄せられるという状況では決してなく、厚生労働省の「個別労働紛争解決制度の運用状況（平成二八年度）」によると、「総合労働相談」における「民事上の個別労働紛争」の相談件数が右肩上がりに上昇しています。

特に、「個別労働紛争」の相談件数のトップが「いじめ・嫌がらせ（二二・八％、七〇九一七件）」となっています。これまでは「解雇」や「労働条件」の相談件数がトップでしたが、ここ数年「いじめ・嫌がらせ」の相談件数がトップになっているのです。

また、厚労省の「精神障害の出来事別決定及び支給決定件数」として、精神障害にかかわる労災申請件数と支給決定件数を出来事別に分類した報告が公表されています。

この報告によると、「対人関係」によって精神障害を発症し、労災認定され保険が支給された事例として、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」ことで支給された事例が一七三件、「上司とのトラブル」を理由に支給された事例が二六五件と、他の支給決定件数と比べても非常に多くなっています。

こうした報告からも、職場の「対人関係」から生まれるハラスメントが急増していることが分かります。

平成二四年一月に開催された「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」（厚労省）でパワーハラスメントとは、「職場において、地位や人間関係で弱い立場の労働者に対して、精神的または身

（二面に続く）